



# 監査公表

大村市監査公表第一号

地方自治法第九十九条第三項の規定に基いて昭和三十三年及び昭和三十三年定期監査を執行したのでその結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年十一月二十七日

大村市監査委員 北野 康

## 監査報告書

- 一 監査の種類 九日まで
- 二 監査の時期 昭和三十三年七月七日から同年八月
- 三 監査の対象 市立病院、水道課 福祉事務所、各保育所、敬老院、税

務課、庶務課、財務課

まえがき

本監査においては、現金、有価証券等の取扱い並びに内部けん制組織より見た会計事務処理に重点を置いて執行したものであるが、事務手続の細部について合規の処理がなされていないもの等が見受けられ、これらの中には取扱規定が実状に即しないため、改善の意向をもってなされたものも認められるが、規定が整備されていないため、何れも成規に反した処理となり、且つ、市の会計事務取扱基準の統一性を欠き好ましくない結果となつて現われており、実状に即しなくなった規定等の改廃整備について更に徹底した指導が望まれる。又内部

## 共通事項

### 一 文書の取扱い及び保存について

総ての事務事業の執行は文書によつて始まり文書によつて終るものであり文書は市の作爲の重要な要素として表現するべきであり、その意旨を具体的に表現するの時の事実上の記録とも言うことが出来る。しかしながら事務事業の執行に当つては復

### 二 出納員の事務取扱について

市役所出納事務の円滑化を図るため、昭和二十五年必要箇所に補給員を設け(原則的に十二年度予算額)に達するの

## 水道課

(昭和三十三年七月十一日)

### 一 概要

当課は課長以下四十五名で庶務及び工務の二係に分れ予

## 給水工事費収納状況

工種別	調定額	収入済額	未収入額	収入率%	備考
30年度	18,615,004円	17,250,581円	1,364,423円	92.67	収入済額に過誤納が分る(32年度)
31	21,127,573	19,631,120	1,496,453	92.92	
32	21,600,734	20,656,928	943,806	95.63	

## 給水工事費収納状況 (32年度)

工種別	工事世帯数	工事費調定額	収入済額	収入未済額	収入率%
新設工事	181	2,212,700円	2,212,700円	0円	100%
増設改修工事	123	451,200	451,200	0	100
修理その他の工事	1,587	963,463	954,763	8,700	99.09
合計	1,891	3,627,363	3,618,663	8,700	99.76

## 市立病院

(昭和三十三年七月七・八日)

### 一 概要

本病院は昭和二十六年十月一日、本市国民健康保険の直営診療施設として発足、現在職員八十一名(常勤臨時職員を含む。以下同じ)で内科、外科、眼科、産婦人科、耳鼻いんこう科、歯科、物理療法科の各医療業務と薬局、事務給食等の業務に従事しており、総工費六千九百二十三万四千円を投じて病院施設を新築、昭和三十一年八月二十五日新施設に移転し今日に至っている。その経営状態についてみるれば昭和三十一年度において一千八百七十二万五千五百六十八円、三十二年度において三千三百四十一万八千五百八十三円の赤字決算となつており、これは病院建設工事費の支出が主な原因と考えられる

### 二 施設並びに環境について

施設の状況は別表に示すとおりであり、又医療設備面に於いては心電計、両肺機能測定器、麻酔器、断層X線撮影機、X線撮影機等医療機械を揃へ、設備の充実も考慮せられ病院経営の積極化を期する意図がうかがわれる。しかしながら管理については病棟周辺の整地は十分でなく雑草の生えるにまかせた状態であり、又倉庫施設が不十分

### 三 契約事務について

契約書、請書等の整理は、おおむね良好な処理がなされているが、物件購入契約において契約書によれば三十三年度の経費として支出すべきも、三十三年度予算より支出されたものが見受けられた。

## 病院施設状況

建設年度	種別	構造	延坪数
29年度	本館	鉄筋コンクリート二階建	481.11坪
30年度	一般病棟		288.88
	結核病棟		326.28
	手術場	鉄筋コンクリート1階建	91.20
31年度	看護婦宿舎	木造スレート二階建	113.57
	かばね室	木造モルタル	6.00
	敷地		4,719.01

### 五 物品経理について

帳簿の処理は大体良好であるが検査当日における証紙の売上金保管高に千五百三十三円の誤差を生じ不足しているの

### 四 経理事務について

帳簿の処理は大体良好であるが検査当日における証紙の売上金保管高に千五百三十三円の誤差を生じ不足しているの

### 六 出納員の事務取扱について

処分は物品会計規則第十七条に準拠して処理せられた。

### 七 文書の取扱いについて

文書の処理はおおむね良好になされているが、処理簿の様式並びにその使用区分等に合規でない面があり、入院患者等の特殊郵便物の整理方法と共に更に検討することが望ましい。

### 三 物品経理事務について

物品受払簿及び引出伝票の記載整理並びに現品の掌握状況は概して良好であり、水道

### 四 収入証紙の取扱いについて

証紙により、徴収すべき手数料は請求書又は整理簿に貼付消印をなし、これを徴収することになってはいるが一部未整理のものが見受けられた。これは当課に証紙発売職員が指定されていないため便宜納入より現金を預り、課員が本庁に向いて証紙を購入事後に整理していたものであり速かに善処されたい。(三面へつづく)



